

2025年3月1日

栗本鐵工健康保険組合  
理事長 織田 晃敏

[公 告]  
任意継続保険料算定の基準となる平均標準報酬月額について

令和7年度(2025年4月～2026年3月)の任意継続の保険料算定の際の基準となる、当健康保険組合の平均標準報酬月額(前年9月末現在の平均標準報酬月額)について、下記の通りとなりますのでお知らせします。

記

	新(2025年4月～2026年3月)	旧(2024年4月～2025年3月)
平均標準報酬月額	470,000円	440,000円

(計算式)

2024年9月末現在

標準報酬月額総計 ÷ 加入者数 = 平均標準報酬  
909,202,000円 ÷ 1894人 = 475,291円

標準報酬月額 470,000円(455,000円～485,000円)

以上